令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号）に定めるもののほか、予算の範囲内で加古川市一時預かり事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる者とする。

（１）市内において、国が定める一時預かり事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）のうち、一般型一時預かり事業を実施する施設（私立認可保育所（児童福祉法第 39 条第１項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第３条第１項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。）若しくは認定こども園（認定こども園法第２条第６項に規定する認定こども園をいう。））を設置、運営する事業者又は地域型保育（子ども・子育て支援法第 29 条に規定する事業をいう。）を行う事業者

（２）子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第１項の規定により本市が認定した同法第 19 条第１項第１号に規定する者に対して国が定める実施要綱のうち、幼稚園型一時預かり事業を実施する施設（私立幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第４条第１項第３号の規定により認可を受けた幼稚園（認定こども園法第３条第１項又は第３項の認定を受けたもの及び同条第 10 項の規定による公示がされたものを除く。）をいう。）、認定こども園又は公立幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第４条の２の規定により届け出た幼稚園をいう。））を設置、運営する事業者又は市町村

（３）市内において、国が定める実施要綱のうち、余裕活用型一時預かり事業を実施する地域型保育（子ども・子育て支援法第 29 条に規定する事業をいう。）を行う事業者

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、別表の左欄に掲げる補助基準額と右欄に掲げる対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額とする。

（補助金の交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、加古川市一時預かり事業補助金交付申請書(様式第１号)に必要な書類を添えて指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

２　補助申請者は、前項に規定する補助金の交付申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する

額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第５条　市長は、前条に規定する補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、加古川市一時預かり事業補助金交付（不交付）決定通知書(様式第２号)により、速やかにその旨を補助申請者に通知するものとする。

（報告義務）

第６条　補助申請者は、補助事業の実施状況を、事業を実施した翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了したとき又は第５条に係る市の会計年度が終了したときは、加古川市一時預かり事業補助金実績報告書(様式第３号)に市長が必要と認める書類を添えて、14 日以内に市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、その旨を加古川市一時預かり事業補助金確定通知書(様式第４号)により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の額を確定した後において、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、必要があると認めるときは、上半期実績に基づく補助見込額の 1/2 以内の額を、年度途中に交付することができるものとする。

２　補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、加古川市一時預かり事業補助金請求書(様式第５号)を速やかに市長へ提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告

書（様式第６号）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附　則

この要綱は、令和８年８月 19 日から施行し、令和８年４月１日より適用する。

別表（第３条関係）

補助基準額	対象経費
（１） 一般型 ア 一般型対象児童(イを除く)(１か所当たり年額) ※管内全事業所の合計年間延べ利用児童数（一般型対象児童（イを除く）に限る。）（以下、「全事業所合計年間延べ利用児童数」という。）が管内乳幼児（０歳～５歳）人口を超過する場合には、市町村あたりのア基準額を次の算出式によって算定された額とする。 （算出式） 全事業所の下欄基準額合計×管内乳幼児人口÷全事業所合計年間延べ利用児童数＋全事業所の下欄基準額合計×（全事業所合計年間延べ利用児童数－管内乳幼児人口）÷全事業所合計年間延べ利用児童数×0.75 年間延べ利用児童数　50人未満　1,539,000円 〃　50人以上　100人未満　2,063,000円 〃　100人以上　200人未満　2,555,000円 〃　200人以上　300人未満　3,079,000円 〃　300人以上　900人未満　3,492,000円 〃　900人以上　1,500人未満　3,740,000円 〃　1,500人以上　2,100人未満　5,402,000円 〃　2,100人以上　2,700人未満　7,064,000円 〃　2,700人以上　3,300人未満　8,726,000円 〃　3,300人以上　3,900人未満　10,388,000円 〃　3,900人以上　4,500人未満　12,050,000円 〃　4,500人以上　5,100人未満　13,712,000円 〃　5,100人以上　5,700人未満　15,374,000円 〃　5,700人以上　6,300人未満　17,036,000円 〃　6,300人以上　6,900人未満　18,698,000円 〃　6,900人以上　7,500人未満　20,360,000円 〃　7,500人以上　8,100人未満　22,022,000円 〃　8,100人以上　8,700人未満　23,684,000円 〃　8,700人以上　9,300人未満　25,346,000円 〃　9,300人以上　9,900人未満　27,008,000円 〃　9,900人以上10,500人未満　28,670,000円 〃　10,500人以上11,100人未満　30,332,000円 〃　11,100人以上11,700人未満　31,994,000円 〃　11,700人以上12,300人未満　33,656,000円 〃　12,300人以上12,900人未満　35,318,000円 〃　12,900人以上13,500人未満　36,980,000円 〃　13,500人以上14,100人未満　38,642,000円 〃　14,100人以上14,700人未満　40,304,000円 〃　14,700人以上15,300人未満　41,966,000円 〃　15,300人以上15,900人未満　43,628,000円 〃　15,900人以上16,500人未満　45,290,000円 〃　16,500人以上17,100人未満　46,952,000円 〃　17,100人以上17,700人未満　48,614,000円 〃　17,700人以上18,300人未満　50,276,000円 〃　18,300人以上18,900人未満　51,938,000円 〃　18,900人以上19,500人未満　53,600,000円 〃　19,500人以上20,100人未満　55,262,000円 ※20,100人以上の場合は別途協議	一時預かり事業の実施に必要な経費

イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算
児童１人当たり日額：4,200円
（２） 幼稚園型
ア 在籍園児分（児童１人当たり日額）
（ア）基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）
Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設
① 平日 480円
② 長期休業日（８時間未満） 480円
③ 長期休業日（８時間以上） 960円
Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設
① 平日 次の算式により算定した額
（1,760,000円÷年間延べ利用児童数）－440円
（10円未満切捨て）
② 長期休業日（８時間未満） 440円
③ 長期休業日（８時間以上） 880円
（イ）休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用）
880円
（ウ）長時間加算
Ⅰ（ア）Ⅰ①及び（ア）Ⅱ①については４時間（又は教育時間との合計が８時間）、（ア）Ⅰ③、（ア）Ⅱ③及び（イ）については８時間を超えた利用の場合
・超えた利用時間が２時間未満 150円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 300円
・超えた利用時間が３時間以上 450円
Ⅱ（ア）Ⅰ②及び（ア）Ⅱ②については４時間を超えた利用の場合
・超えた利用時間が２時間未満 100円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 200円
・超えた利用時間が３時間以上 300円
イ 在籍園児以外の児童分
（ア）基本分 880円
（イ）長時間加算（８時間を超えた利用）
・超えた利用時間が２時間未満 150円
・超えた利用時間が２時間以上３時間未満 300円
・超えた利用時間が３時間以上 450円
ウ 特別な支援を要する児童分（児童１人当たり日額）
①平日分 4,000円
②長期休業日 8,000円
③休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 8,000円
※以下の要件を満たすと市が認める児童に適用する。
特別児童扶養手当受給証明書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市が認める児童

※但し、幼稚園型に係る１施設当たりの年額は11,245,300円を上限とする（なお、上記の「ウ 特別な支援を要する児童分」に係る基準額を適用したことにより、11,245,300円を超えた場合は、この限りでない）。

（３） 余裕活用型
ア 基本分
児童１人当たり日額：2,800円
イ 特別支援児童（障害児・多胎児）加算

児童１人当たり日額：4,200円	

（注）一般型及び余裕活用型の利用児童のうち、１日当たり４時間未満の利用については、２人で１人と算定するものとする。

一般型及び余裕活用型の利用児童について、１人未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

事業補助金の額に 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

様式第１号（第４条関係）

加古川市一時預かり事業補助金交付申請書

年　　月　　日

加古川市長　　様

補助申請者
所　在　地
施　設　名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱第４条の規定により、次のとおり申請します。

補　助　年　度	令和８年度
補助金の名称	加古川市一時預かり事業補助金
補助事業の名称	
補助事業の内容	
補助金の交付申請額	円
補助事業の着手及び完了年月日	年　月　日から　年　月　日まで
添　付　書　類	１　収支予算書 ２　その他

様式第２号（第５条関係）

加古川市一時預かり事業補助金交付（不交付）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

加古川市長

補助金の交付について次のとおり決定しましたので、令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱第５条の規定により、通知します。

補　助　年　度	令和８年度
補助金の名称	加古川市一時預かり事業補助金
交付申請年月日	年　　月　　日
補助事業の名称	
補助事業の内容	
交　付　の　可　否	交　　付　・　不交付
不交付の理由	
補助金の交付決定額	円
補助金の交付条件	
交付申請書の取下申出期間	年　　月　　日まで

様式第３号（第７条関係）

加古川市一時預かり事業補助金実績報告書

年　　月　　日

加古川市長　　様

補助事業者
所　在　地
施　設　名

代表者氏名

令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱第７条の規定により、補助事業の実績を次のとおり報告します。

補　助　年　度	令和８年度
補助金の名称	加古川市一預かり事業補助金
補助事業の名称	
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
補助金の交付決定額	円
補助金精算額	円
補助事業の実績内容	
添　付　書　類	１　　収支決算書 ２　　その他

様式第４号（第８条関係）

加古川市一時預かり事業補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

加古川市長

補助金の額を確定したので、令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱第８条の規定により、次のとおり通知します。

補　助　年　度	令和８年度
補助金の名称	加古川市一時預かり事業補助金
補助事業の名称	
交付決定年月日及び番号	年　　月　　日　　第　　号
補助金の交付決定額	円
補助金確定額	円
そ　の　他	

様式第５号（第９条関係）

加古川市一時預かり事業補助金請求書

年　　月　　日

加古川市長　　様

補助事業者
所　在　地
施　設　名

代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、令和８年度加古川市一時預かり事業補助金交付要綱第９条の規定により、次のとおり請求します。

補　助　年　度	令和８年度
補助金の名称	加古川市一時預かり事業補助金
補助事業の名称	
確定通知年月日及び番　　号	年　　月　　日　　第　　号
補助金交付済額	円
補助金請求額	円
添　付　書　類	

様式第６号（第10条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日

加古川市長　様

補助事業者
所　在　地
施　設　名

代表者氏名

年　　月　　日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年　月　日	交付決定番号	第　号
補助金交付決定額		円	
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額　※１		円	
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額　※２		円	
補助金返還相当額（※２の額から※１の額を差し引いた額）		円	
添付資料		１　補助金交付決定書の写し ２　補助金確定通知書の写し ３　その他（補助金返還相当額が分かる資料）	